

インクルしか 生活介護重要事項説明書

あなたに対する「インクルしか」サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

経営事業所の名称	社会福祉法人 四恩会
法人所在地	石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕 1 2 8 番地 1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 真田 穰治
電話番号	0767-28-2900

2 事業の目的と運営の方針

事業の種類	指定生活介護：平成29年4月1日指定
事業の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援します。
事業所の名称	インクルしか
代表者氏名	管理者 山黒 修
事業所の所在地	羽咋郡志賀町堀松辰58-2
電話番号	0767-32-3510
事業運営の方針	①自立支援・利用者主体 利用者一人一人が自分らしく生活することができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、生活全体を理解し、職業支援、生活等に関する相談及び助言並びに生活全般にわたる援助を適切に行います。 ②地域との連携 施設運営にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに本人が日常生活するうえで必要とされる社会的・人的資源をできる限り活用し、連携に努めます。 ③県条例に定める基準の遵守 石川県条例「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を遵守します。
開設年月日	平成29年4月1日
利用定員	10人

3 施設の概要

(1) 施設

建物	構 造	鉄骨造、平屋建（耐火構造）		
	建築面積	953.60㎡	延床面積	858.36㎡
	利用定員	22人		
敷 地 面 積		4,874.21㎡		

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	共用・専用の別	備考
事務湯沸倉庫室	3室	41.01m ²	共用	
玄関風除室	2室	38.85m ²	共用	
玄関ホール	1室	56.53m ²	共用	
相談室	1室	19.80m ²	共用	
リハビリ室倉庫	1室	87.47m ²	専用	生活介護
創作室	1室	37.85m ²	専用	生活介護
研修室	1室	35.89m ²	共用	
短期入所室1	1室	8.63m ²	専用	短期入所
短期入所室2	1室	8.63m ²	専用	短期入所
食堂多目的ホール	1室	107.64m ²	共用	
調理室	1室	52.38m ²	共用	
製パン作業室	1室	32.97m ²	専用	就労継続B型
喫茶コーナー	1室	65.49m ²	専用	就労継続B型
更衣室（男性）	1室	10.45m ²	共用	
更衣室（女性）	1室	10.29m ²	共用	
脱衣室1	1室	17.92m ²	専用	生活介護
脱衣室2	1室	12.91m ²	専用	生活介護
浴室1	1室	13.91m ²	専用	生活介護
浴室2（機械浴）	1室	6.50m ²	専用	生活介護
洗濯乾燥物置室	3室	12.00m ²	共用	
宿直室	1室	9.12m ²	専用	短期入所
シャワー更衣室	2室	4.46m ²	共用	
多目的トイレ1	1室	6.16m ²	共用	
多目的トイレ2	1室	5.25m ²	共用	
多目的トイレ3	1室	4.94m ²	専用	短期入所
喫茶トイレ洗面物置	4室	14.04m ²	専用	就労継続B型
トイレ1（女性）	1室	14.53m ²	共用	
トイレ1（男性）	1室	14.55m ²	共用	
トイレ2（女性）	1室	11.10m ²	共用	
トイレ2（男性）	1室	11.10m ²	共用	
廊下玄関等	4室	71.84m ²	共用	
倉庫食品庫等	4室	14.15m ²	共用	
合計床面積		858.36m ²		
ポーチテラス		46.24m ²	共用	
車寄せ		49.00m ²	共用	
総合計建築面積		953.60m ²		

4 職員体制

(1) 職員の職種、員数及び保有資格

職 種	員数	区 分				保有資格
		常 勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者	1人		1人			社会福祉士
サービス管理 責任者	1人		1人			介護福祉士
生活支援員	4人以上	2人以上		1人以上	1人	介護福祉士等
看護職員	1人		1人			看護師
医師（嘱託）	1人				1人	医 師

(2) 職員の勤務時間

職 種	勤 務 体 制
管 理 者	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：００）常勤で勤務 但し、他事業所兼務により、適宜出勤時間を調整します。
サービス管理 責任者	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：００）常勤で勤務 但し、業務の都合により、適宜出勤時間を調整します。
生活支援員	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：００）常勤で勤務 但し、送迎等の業務の都合により、適宜出勤時間を調整します。
看護職員	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：００）常勤で勤務 １日２時間以上で勤務 但し、業務の都合により、適宜出勤時間を調整します。

5 営業日及び営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間

(1) 営業日

営業日は、毎週月曜日から土曜日です。ただし祝日（国民の休日含む）、8月15日及び12月29日から1月3日は休業とします。

(2) 営業時間

営業時間は、午前8時15分より午後5時までです。

(3) サービス提供日

営業日は、毎週月曜日から土曜日です。ただし毎月の営業できる日数に合わせて予め定めた日とします。

(4) サービス提供時間

活動時間は、午前8時15分より午後4時30分までです。

(5) その他

上記の営業日・営業時間のほか、行事・季節慣例・突発的事由等により必要な場合は、随時営業、時間延長または休業、時間短縮することがあります。その際は、利用される方々へはご連絡を致します。

6 利用定員

利用定員は10名です。

7 生活介護の概要

(1) 個別支援計画の作成

当事業所は、常に利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開催して利用者の支援計画を作成します。

また、この支援計画については、当事業所担当職員が利用者に説明して同意を得た上で作成することとし、利用者はいつでも支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

(2) 生活介護の内容

種 類	内 容
介護・訓練	1) 生活能力の維持・向上のための介護 ①食事の介護 ②排泄の介護 ③入浴の介護 ④移動の介護 ⑤整容・保清のための介護 2) 身体機能維持・向上のための訓練 ①軽作業 ②リハビリ訓練 ③軽スポーツ
創作的活動	1) 創作活動 ①図画・工作 ②手芸 ③園芸 2) レクリエーション活動
相談援助	当施設は、利用者及びその家族からいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 <相談窓口> サービス管理責任者：金崎 肇

(3) 環境整備サービス

種 類	内 容
給食・調理	事業所内の厨房で作り、提供します。
清 掃	利用者が快適な活動が送れるように定期的に清掃を行います。
整理整頓	事業所内外の整理整頓に務め、利用しやすい環境を保持します。
食事準備	個々に応じた食事を適切に準備します。
社会資源の活用	利用者が必要とする社会資源の情報提供を行い、適切に活用できるよう支援します。
安全管理	施設内外における利用者の安全が図られるよう配慮し、適切な支援を行います。

(4) 保健医療サービス

種 類	内 容
健康管理	基本的に、当事業所は健康な状態での利用が原則です。有熱時や激しい疼痛がある場合などは、自宅で静養するか医療機関に受診してください。 入浴される利用者に関しましては、検温を実施し、有熱者の入浴は中止とさせていただきます。
服薬管理	基本的に、薬は自己管理してください。ただし、本人または保護者より服薬の管理の依頼があった場合、当事業所職員が当事業所利用時間帯に限り、管理いたします。
緊急通院・治療	当事業所利用時に、緊急な診察、治療が必要と認められる場合は、利用者のかかりつけの医療機関があれば、そこに受診します。ただし、遠方の場合は当事業所近隣の医療機関に受診します。受診の際は、当事業所職員が付き添います。

(5) 社会生活支援

種 類	内 容
コミュニケーション支援	コミュニケーションを図る上で、何らかの支援を必用とする利用者に対し、適切な支援を行います。
自己管理支援 (安全・健康・生活)	本人の希望を尊重しつつ、可能な限りあらゆる面で自己管理ができるよう支援を行います。
情報提供支援	本人の希望する又は必要な情報を提供できるよう可能な限り支援を行います。

(6) 利用者の選定により提供するサービス

種 類	内 容
特別な食事	利用者のご希望により特別な食事を提供します。
サービス提供時間	提供時間は、利用者の都合に対応します。ただし、その場合は、送迎ができない場合があります。

※利用者の選定によるサービスは、必要経費及び手数料等を徴収する場合があります。

(7) その他

種 類	内 容
サービス提供記録の保管	契約の終了後、法に定める期間保管します。
サービス提供記録の閲覧	土曜・日曜・祝祭日を除く9時から16時に閲覧可能です。
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、1枚につき10円いただきます。

8 利用料

お支払いいただく利用料は次のとおりです。

(1) 自立支援給付費の自己負担額

- ・利用者本人又は扶養義務者の負担能力に応じ市町長が定めた額を徴収いたします。

(2) 必要経費

- ・送迎費については、別表をご参考ください。
- ・おやつは、施設内の売店で購入できます。現金で購入してください。

(3) 給食費

- ①一般 550円
- ②減免対象者 250円
- ③生活保護受給者 0円

(4) 利用者負担金の支払い方法

支払い方法は、①口座振替 ②銀行振り込み ③現金による支払いとなります。但し、口座振替にご協力をお願いします。

(5) 費用の額の支払いを受けた場合は、領収書を発行します。

(6) 実績記録票への押印

毎月10日までに、実績記録票を直接お渡しするか、郵送します。実績記録票に押印し、返却していただきますようご協力をお願いします。

9 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、職員に確認し面会して下さい。
外出	外出の際は、外出する旨を職員まで申し出ていただき確認を取って下さい。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに 反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は敷地内の決められた場所で行います。施設内は全館禁煙です。飲酒は、事業所内行事以外は全面禁酒となります。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。なお、ご依頼があれば、鍵のついた場所等で管理します。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める『インクルしか防災計画』により対応いたします。
平常時の訓練	別途定める『インクルしか防災計画』により、年3回以上避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	自動火災報知器 有り（光フラッシュ対応） 誘導灯 有り スプリンクラー 有り ※カーペット、ブラインド、布団等は防火性のあるものを使用しております。
防災計画等	責任者（サービス管理責任者）：金崎 肇

11 事故発生時の対応

利用者への対応	利用者が事故により、身体に障害を発生している場合は、治療・生命維持のため、必要に応じて嘱託医・協力病院と連携し、可能な限り応急処置をとります。
利用者の家族への連絡	説明は原則管理責任者が行い、もし管理責任者が不在等で速やかに連絡ができない場合は、指示により代理の職員が行うものとする。
事故状況把握	事故発生状況を正確に把握するとともに、事故の概要をできるだけ迅速に事故報告書を作成する。
関係機関への届出報告	事故の程度・状況に応じて関係機関へ報告する。
利用者・家族への対応	当事業所として、事故原因等を調査し明確にした上で、適切な対応をはかるとともに、当事業所が加入する損害賠償保険会社とも相談し、法律に基づく責任および責任割合を客観的に判断したうえで、利用者・家族に対し適切な事後対応をはかります。
加入保険	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社：損保ジャパン日本興亜 加入保険内容：施設損害賠償保険

12 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無等	有り
実施日	令和4年3月2日
評価機関	株式会社 寺井 潔ソーシャルワーカー事務所
開示状況	法人HPにて記載、県HPにて記載
その他	福祉サービス第三者評価は、基本的に3年に1度の受審を目標に取り組んでいます。

13 苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	窓口担当者 サービス管理責任者 金崎 肇 ご利用期間 随時 電話番号 0767-32-3510 ご意見箱を設置しておきますのでご利用ください。
第三者委員	氏 名 宝達 理恵 住 所 かほく市遠塚52番地10（七塚健康福祉センター内） 電話番号 076-285-8885 氏 名 吉井 一貴 住 所 羽咋郡宝達志水町門前サ11 宝達志水町社会福祉協議会（アステラス内） 電話番号 0767-28-5520
県の窓口を紹介	県の窓口 「運営適正化委員会」（石川県社会福祉協議会内） 住 所 石川県金沢市本多町3-1-10 電話番号 076-222-8900

14 虐待防止、身体拘束の禁止のための対応

- （1）虐待の早期発見に努めます。
- （2）虐待を受けたと思われる利用者がいた場合は、福祉事務所や児童相談所、市町担当窓口に通告します。
- （3）職員に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修と身体拘束等の適正化のための研修の実施を行います。
- （4）委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知を図ります。

15 身体拘束の禁止

- （1）利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- （2）やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- （3）身体拘束委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知を図ります。

令和 年 月 日

指定生活介護サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明を行いました。

事業所名：インクルしか

説明者 職名： 氏 名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定生活介護サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住 所：

氏 名： 印

代理人 住 所：

氏 名： 印
続 柄：

インクルしか 就労継続支援B型重要事項説明書

あなたに対する「インクルしか」サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

経営事業所の名称	社会福祉法人 四恩会
法人所在地	石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕128番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 真田 穰治
電話番号	0767-28-2900

2 事業の目的と運営の方針

事業の種類	指定就労継続支援B型：平成31年4月1日指定
事業の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援します。
事業所の名称	インクルしか
代表者氏名	管理者 山黒 修
事業所の所在地	羽咋郡志賀町堀松辰58-2
電話番号	0767-32-3510
事業運営の方針	①自立支援・利用者主体 利用者一人一人が自分らしく生活することができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、生活全体を理解し、職業支援、生活等に関する相談及び助言並びに生活全般にわたる援助を適切に行います。 ②地域との連携 施設運営にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに本人が日常生活するうえで必要とされる社会的・人的資源をできる限り活用し、連携に努めます。 ③県条例に定める基準の遵守 石川県条例「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を遵守します。
開設年月日	平成31年4月1日
利用定員	10人

3 施設の概要

(1) 施設

建物	構 造	鉄骨造、平屋建（耐火構造）		
	建築面積	953.60㎡	延床面積	858.36㎡
	利用定員	10人		
敷 地 面 積		4,874.21㎡		

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	共用・専用の別	備考
事務湯沸倉庫室	3 室	41.01m ²	共用	
玄関風除室	2 室	38.85m ²	共用	
玄関ホール	1 室	56.53m ²	共用	
相談室	1 室	19.80m ²	共用	
リハビリ室倉庫	1 室	87.47m ²	専用	生活介護
創作室	1 室	37.85m ²	専用	生活介護
研修室	1 室	35.89m ²	共用	
短期入所室 1	1 室	8.63m ²	専用	短期入所
短期入所室 2	1 室	8.63m ²	専用	短期入所
食堂多目的ホール	1 室	107.64m ²	共用	
調理室	1 室	52.38m ²	共用	
製パン作業室	1 室	32.97m ²	専用	就労継続 B 型
喫茶コーナー	1 室	65.49m ²	専用	就労継続 B 型
更衣室 (男性)	1 室	10.45m ²	共用	
更衣室 (女性)	1 室	10.29m ²	共用	
脱衣室 1	1 室	17.92m ²	専用	生活介護
脱衣室 2	1 室	12.91m ²	専用	生活介護
浴室 1	1 室	13.91m ²	専用	生活介護
浴室 2 (機械浴)	1 室	6.50m ²	専用	生活介護
洗濯乾燥物置室	3 室	12.00m ²	共用	
宿直室	1 室	9.12m ²	専用	短期入所
シャワー更衣室	2 室	4.46m ²	共用	
多目的トイレ 1	1 室	6.16m ²	共用	
多目的トイレ 2	1 室	5.25m ²	共用	
多目的トイレ 3	1 室	4.94m ²	専用	短期入所
喫茶トイレ洗面物置	4 室	14.04m ²	専用	就労継続 B 型
トイレ 1 (女性)	1 室	14.53m ²	共用	
トイレ 1 (男性)	1 室	14.55m ²	共用	
トイレ 2 (女性)	1 室	11.10m ²	共用	
トイレ 2 (男性)	1 室	11.10m ²	共用	
廊下玄関等	4 室	71.84m ²	共用	
倉庫食品庫等	4 室	14.15m ²	共用	
合計床面積		858.36m ²		
ポーチテラス		46.24m ²	共用	
車寄せ		49.00m ²	共用	
総合計建築面積		953.60m ²		

4 職員体制

(1) 職員の職種、員数及び保有資格

職 種	員数	区 分				保有資格
		常 勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者	1人		1人			社会福祉士
サービス管理 責任者	1人		1人			介護福祉士
生活支援員	1人以上	1人以上				介護福祉士等
職業指導員	1人以上				1人以上	
目標工賃達成 指導員	1人	1人				

(2) 職員の勤務時間

職 種	勤 務 体 制
管 理 者	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：００）常勤で勤務 但し、他事業所兼務により、適宜出勤時間を調整します。
サービス管理 責任者	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：００）常勤で勤務 但し、業務の都合により、適宜出勤時間を調整します。
生活支援員	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：００）常勤で勤務 但し、送迎等の業務の都合により、適宜出勤時間を調整します。
職業指導員	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：００）常勤で勤務 勤務時間帯（９：００～１６：００）で勤務 但し、業務の都合により、適宜出勤時間を調整します。

5 営業日及び営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間

(1) 営業日

営業日は、毎週月曜日から土曜日です。ただし祝日（国民の休日含む）、８月１５日及び
１２月２９日から１月３日は休業とします。

(2) 営業時間

営業時間は、午前８時１５分より午後５時までです。

(3) サービス提供日

営業日は、毎週月曜日から土曜日です。また毎月のサービス提供を予め定めた日とします。

(4) サービス提供時間

活動時間は、午前８時１５分より午後４時３０分までです。

(5) その他

上記の営業日・営業時間のほか、行事・季節慣例・突発的事由等により必要な場合は、随
時営業、時間延長または休業、時間短縮することがあります。その際は、利用される方々
へはご連絡を致します。

6 利用定員

利用定員は１０名です。

7 就労継続支援B型の概要

(1) 個別支援計画の作成

当事業所は、常に利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開催して利用者の支援計画を作成します。

また、この支援計画については、当事業所担当職員が利用者に説明して同意を得た上で作成することとし、利用者はいつでも支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

(2) 就労継続支援B型の内容

種 類	内 容
作業支援	1) 製宅配弁当・レストラン食事等提供 2) 製宅配パン・レストラン食事提供及び販売 3) 施設外・施設内支援の実施 4) その他内職等の軽作業
一般就労支援	1) 情報提供 2) ハローワーク登録等就労支援 3) その他関係機関連携
相談援助	当施設は、利用者及びその家族からいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 <相談窓口> サービス管理責任者：金崎 肇

(3) 環境整備サービス

種 類	内 容
給食・調理	事業所内の厨房で作り、提供します。
清 掃	利用者が快適な活動が送れるように定期的に清掃を行います。
整理整頓	事業所内外の整理整頓に務め、利用しやすい環境を保持します。
食事準備	個々に応じた食事を適切に準備します。
社会資源の活用	利用者が必要とする社会資源の情報提供を行い、適切に活用できるよう支援します。
安全管理	施設内外における利用者の安全が図られるよう配慮し、適切な支援を行います。

(4) 保健医療サービス

種 類	内 容
健康管理	基本的に、当事業所は健康な状態での利用が原則です。有熱時や激しい疼痛がある場合などは、自宅で静養するか医療機関に受診してください。 入浴される利用者に関しましては、検温を実施し、有熱者の入浴は中止とさせていただきます。
服薬管理	基本的に、薬は自己管理してください。ただし、本人または保護者より服薬の管理の依頼があった場合、当事業所職員が当事業所利用時間帯に限り、管理いたします。
緊急通院・治療	当事業所利用時に、緊急な診察、治療が必要と認められる場合は、利用者のかかりつけの医療機関があれば、そこに受診します。ただし、遠方の場合は当事業所近隣の医療機関に受診します。受診の際は、当事業所職員が付き添います。

(5) 社会生活支援

種 類	内 容
コミュニケーション支援	コミュニケーションを図る上で、何らかの支援を必用とする利用者に対し、適切な支援を行います。
自己管理支援 (安全・健康・生活)	本人の希望を尊重しつつ、可能な限りあらゆる面で自己管理ができるよう支援を行います。
情報提供支援	本人の希望する又は必要な情報を提供できるよう可能な限り支援を行います。

(6) 利用者の選定により提供するサービス

種 類	内 容
特別な食事	利用者のご希望により特別な食事を提供します。
サービス提供時間	提供時間は、利用者の都合に対応します。ただし、その場合は、送迎ができない場合があります。

※利用者の選定によるサービスは、必要経費及び手数料等を徴収する場合があります。

(7) その他

種 類	内 容
サービス提供記録の保管	契約の終了後、法に定める期間保管します。
サービス提供記録の閲覧	土曜・日曜・祝祭日を除く9時から16時に閲覧可能です。
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、1枚につき10円いただきます。

8 利用料

お支払いいただく利用料は次のとおりです。

(1) 自立支援給付費の自己負担額

- ・利用者本人又は扶養義務者の負担能力に応じ市町長が定めた額を徴収いたします。

(2) 必要経費

- ・送迎費については、別表をご参考ください。
- ・おやつは、施設内の売店で購入できます。現金で購入してください。

(3) 給食費

- ①一般 550円
- ②減免対象者 250円
- ③生活保護受給者 0円

(4) 利用者負担金の支払い方法

支払い方法は、①口座振替 ②銀行振り込み ③現金による支払いとなります。但し、口座振替にご協力をお願いします。

(5) 費用の額の支払いを受けた場合は、領収書を発行します。

(6) 実績記録票への押印

毎月10日までに、実績記録票を直接お渡しするか、郵送します。実績記録票に押印し、返却していただきますようご協力をお願いします。

9 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、職員に確認し面会して下さい。
外出	外出の際は、外出する旨を職員まで申し出ていただき確認を取って下さい。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに 反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は敷地内の決められた場所でお願ひします。施設内は全館禁煙です。飲酒は、事業所内行事以外は全面禁酒となります。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。なお、ご依頼があれば、鍵のついた場所等で管理します。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める『インクルしか防災計画』により対応いたします。
平常時の訓練	別途定める『インクルしか防災計画』により、年3回以上避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	自動火災報知器 有り（光フラッシュ対応） 誘導灯 有り スプリンクラー 有り ※カーテン、ブラインド、布団等は防火性のあるものを使用しております。
防災計画等	責任者（サービス管理責任者）：金崎 肇

11 事故発生時の対応

利用者への対応	利用者が事故により、身体に障害を発生している場合は、治療・生命維持のため、必要に応じて嘱託医・協力病院と連携し、可能な限り応急処置をとります。
利用者の家族への連絡	説明は原則管理責任者が行い、もし管理責任者が不在等で速やかに連絡ができない場合は、指示により代理の職員が行うものとする。
事故状況把握	事故発生状況を正確に把握するとともに、事故の概要をできるだけ迅速に事故報告書を作成する。
関係機関への届出報告	事故の程度・状況に応じて関係機関へ報告する。
利用者・家族への対応	当事業所として、事故原因等を調査し明確にした上で、適切な対応をはかるとともに、当事業所が加入する損害賠償保険会社とも相談し、法律に基づく責任および責任割合を客観的に判断したうえで、利用者・家族に対し適切な事後対応をはかります。
加入保険	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社：損保ジャパン日本興亜 加入保険内容：施設損害賠償保険

12 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無等	有り
実施日	令和4年3月2日
評価機関	株式会社 寺井 潔ソーシャルワーカー事務所
開示状況	法人HPにて記載、県HPにて記載
その他	福祉サービス第三者評価は、基本的に3年に1度の受審を目標に取り組んでいきます。

13 苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	窓口担当者 サービス管理責任者 金崎 肇 ご利用期間 随時 電話番号 0767-32-3510 ご意見箱を設置しておきますのでご利用ください。
第三者委員	氏 名 宝達 理恵 住 所 かほく市遠塚52番地10（七塚健康福祉センター内） 電話番号 076-285-8885 氏 名 吉井 一貴 住 所 羽咋郡宝達志水町門前サ11 宝達志水町社会福祉協議会（アステラス内） 電話番号 0767-28-5520
県の窓口を紹介	県の窓口 「運営適正化委員会」（石川県社会福祉協議会内） 住 所 石川県金沢市本多町3-1-10 電話番号 076-222-8900

14 虐待防止のための対応

- （1）虐待の早期発見に努めます。
- （2）虐待を受けたと思われる利用者がいた場合は、福祉事務所や児童相談所、市町担当窓口に通告します。
- （3）職員に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施を行います。
- （4）虐待防止委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知を図ります。

15 身体拘束の禁止

- （1）利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- （2）やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- （3）身体拘束委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知を図ります。

令和 年 月 日

指定就労継続支援B型サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明を行いました。

事業所名：インクルしか

説明者 職名： 氏 名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定就労継続支援B型サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住 所：

氏 名： 印

代理人 住 所：

氏 名：
続 柄： 印

インクルしか 短期入所重要事項説明書

あなたに対する「インクルしか」サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

経営事業所の名称	社会福祉法人 四恩会
法人所在地	石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕 1 2 8 番地 1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 真田 穰治
電話番号	0767-28-2900

2 事業の目的と運営の方針

事業の種類	指定短期入所：平成29年4月1日指定
事業の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援します。
事業所の名称	インクルしか
代表者氏名	管理者 山黒 修
事業所の所在地	羽咋郡志賀町堀松辰58-2
電話番号	0767-32-3510
事業運営の方針	①自立支援・利用者主体 利用者一人一人が自分らしく生活することができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、生活全体を理解し、職業支援、生活等に関する相談及び助言並びに生活全般にわたる援助を適切に行います。 ②地域との連携 施設運営にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに本人が日常生活するうえで必要とされる社会的・人的資源をできる限り活用し、連携に努めます。 ③県条例に定める基準の遵守 石川県条例「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を遵守します。
開設年月日	平成29年4月1日
利用定員	2人

3 施設の概要

(1) 施設

建物	構 造	鉄骨造、平屋建（耐火構造）		
	建築面積	953.60㎡	延床面積	858.36㎡
	利用定員	20人		
敷 地 面 積		4,874.21㎡		

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面 積	共用・専用の別	備 考
事務湯沸倉庫室	3 室	41.01m ²	共用	
玄関風除室	2 室	38.85m ²	共用	
玄関ホール	1 室	56.53m ²	共用	
相談室	1 室	19.80m ²	共用	
リハビリ室倉庫	1 室	87.47m ²	専用	生活介護
創作室	1 室	37.85m ²	専用	生活介護
研修室	1 室	35.89m ²	共用	
短期入所室 1	1 室	8.63m ²	共用	利用時専用
短期入所室 2	1 室	8.63m ²	共用	利用時専用
食堂多目的ホール	1 室	107.64m ²	共用	
調理室	1 室	52.38m ²	共用	
製パン作業室	1 室	32.97m ²	専用	就労継続B型
喫茶コーナー	1 室	65.49m ²	専用	就労継続B型
更衣室（男性）	1 室	10.45m ²	共用	
更衣室（女性）	1 室	10.29m ²	共用	
脱衣室 1	1 室	17.92m ²	専用	生活介護
脱衣室 2	1 室	12.91m ²	専用	生活介護
浴室 1	1 室	13.91m ²	専用	生活介護
浴室 2（機械浴）	1 室	6.50m ²	専用	生活介護
洗濯乾燥物置室	3 室	12.00m ²	共用	
宿直室	1 室	9.12m ²	専用	短期入所
シャワー更衣室	2 室	4.46m ²	共用	
多目的トイレ 1	1 室	6.16m ²	共用	
多目的トイレ 2	1 室	5.25m ²	共用	
多目的トイレ 3	1 室	4.94m ²	共用	利用時専用
喫茶トイレ洗面物置	4 室	14.04m ²	専用	就労継続B型
トイレ 1（女性）	1 室	14.53m ²	共用	
トイレ 1（男性）	1 室	14.55m ²	共用	
トイレ 2（女性）	1 室	11.10m ²	共用	
トイレ 2（男性）	1 室	11.10m ²	共用	
廊下玄関等	4 室	71.84m ²	共用	
倉庫食品庫等	4 室	14.15m ²	共用	
合計床面積		858.36m ²		
ポーチテラス		46.24m ²	共用	
車寄せ		49.00m ²	共用	
総合計建築面積		953.60m ²		

4 職員体制

(1) 職員の職種、員数及び保有資格

職 種	員数	区 分				保有資格
		常 勤		非常勤		
		専任	兼任	専従	兼任	
管 理 者	1人		1人			社会福祉士
生活支援員	1人	1人				

(2) 職員の勤務時間

職 種	勤 務 体 制
管 理 者	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：００）常勤で勤務 但し、他事業所兼務により、適宜出勤時間を調整します。
生活支援員	正規の勤務時間帯（８：１５～１７：００）常勤で勤務 但し、送迎等の業務の都合により、適宜出勤時間を調整します。 宿直者の勤務時間は（１７：００～翌９：００）

5 営業日及び営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間

(1) 営業日（サービス提供日）

営業日は、毎週月曜日から日曜日です。ただし緊急必要な場合以外は、12月31日から1月3日は休業とします。

(2) 営業時間（サービス提供時間）

受け入れ時間は、午前8時15分からです。最終日は午後6時まで受け入れます。ただし、帰宅（お迎え等）時間をご相談に応じます。

(3) その他

上記の営業日・営業時間のほか、行事・季節慣例・突発的事由等により必要な場合は、随時営業、時間延長または休業、時間短縮することがあります。その際は、利用される方々へはご連絡を致します。

6 利用定員

利用定員は2名です。

7 短期入所の概要

(1) 生活支援（日中・夜間）の内容

種 類	内 容
介護・訓練	1) 生活能力の維持・向上のための介護 ①食事の介護 ②排泄の介護 ③入浴の介護 ④移動の介護 ⑤整容・保清のための介護 2) 身体機能維持・向上のための訓練 ①軽作業 ②リハビリ訓練 ③軽スポーツ
創作的活動	1) 創作活動 ①図画・工作 ②手芸 ③園芸 2) レクリエーション活動
相談援助	当施設は、利用者及びその家族からいかなる相談についても誠意を持って 応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 <相談窓口> 担当者：金崎 肇

（２）環境整備サービス

種 類	内 容
給食・調理	事業所内の厨房で作り、提供します。
清 掃	利用者が快適な活動が送れるように定期的に清掃を行います。
整理整頓	事業所内外の整理整頓に務め、利用しやすい環境を保持します。
食事準備	個々に応じた食事を適切に準備します。
社会資源の活用	利用者が必要とする社会資源の情報提供を行い、適切に活用できるよう支援します。
安全管理	施設内外における利用者の安全が図られるよう配慮し、適切な支援を行います。

(3) 保健医療サービス

種 類	内 容
健康管理	基本的に、当事業所は健康な状態での利用が原則です。有熱時や激しい疼痛がある場合などは、自宅で静養するか医療機関に受診してください。 入浴される利用者に関しましては、検温を実施し、有熱者の入浴は中止とさせていただきます。
服薬管理	基本的に、薬は自己管理してください。ただし、本人または保護者より服薬の管理の依頼があった場合、当事業所職員が当事業所利用時間帯に限り、管理いたします。
緊急通院・治療	当事業所利用時に、緊急な診察、治療が必要と認められる場合は、利用者のかかりつけの医療機関があれば、そこに受診します。ただし、遠方の場合は当事業所近隣の医療機関に受診します。受診の際は、当事業所職員が付き添います。

(4) 社会生活支援

種 類	内 容
コミュニケーション支援	コミュニケーションを図る上で、何らかの支援を必用とする利用者に対し、適切な支援を行います。
自己管理支援 (安全・健康・生活)	本人の希望を尊重しつつ、可能な限りあらゆる面で自己管理ができるよう支援を行います。
情報提供支援	本人の希望する又は必要な情報を提供できるよう可能な限り支援を行います。

(5) 利用者の選定により提供するサービス

種 類	内 容
特別な食事	利用者のご希望により特別な食事を提供します。
サービス提供時間	提供時間は、利用者の都合に対応します。ただし、その場合は、送迎ができない場合があります。

※利用者の選定によるサービスは、必要経費及び手数料等を徴収する場合があります。

(6) その他

種 類	内 容
サービス提供記録の保管	契約の終了後、法に定める期間保管します。
サービス提供記録の閲覧	土曜・日曜・祝祭日を除く9時から16時に閲覧可能です。
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、1枚につき10円いただきます。

8 利用料

お支払いいただく利用料は次のとおりです。

(1) 自立支援給付費の自己負担額

- ・利用者本人又は扶養義務者の負担能力に応じ市町長が定めた額を徴収いたします。

(2) 必要経費

- ・送迎費については、別表をご参考ください。
- ・おやつは、施設内の売店で購入できます。現金で購入してください。

(3) 給食費

- ①昼食：550円
夕食：650円
朝食：300円
- ②減免対象者 250円
- ③生活保護受給者 0円

(4) 支給量他サービス

支給量を超えるか、支給決定されていない方へのサービスは日額及び必要経費についてそれぞれ別途定める実費額をいただきます。

(5) 利用者負担金の支払い方法

支払い方法は、①口座振替 ②銀行振り込み ③現金による支払いとなります。但し、口座振替にご協力をお願いします。

(6) 費用の額の支払いを受けた場合は、領収書を発行します。

(7) 実績記録票への押印

毎月10日までに、実績記録票を直接お渡しするか、郵送します。実績記録票に押印し、返却していただきますようご協力をお願いします。

9 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、職員に確認し面会して下さい。
外出	外出の際は、外出する旨を職員まで申し出ていただき確認を取って下さい。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに 反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は敷地内の決められた場所で行います。施設内は全館禁煙です。飲酒は、事業所内行事以外は全面禁酒となります。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。なお、ご依頼があれば、鍵のついた場所等で管理します。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める『インクルしか防災計画』により対応いたします。
平常時の訓練	別途定める『インクルしか防災計画』により、年3回以上避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	自動火災報知器 有り（光フラッシュ対応） 誘導灯 有り スプリンクラー 有り ※カーペット、ブラインド、布団等は防火性のあるものを使用しております。
防災計画等	責任者：金崎 肇

11 事故発生時の対応

利用者への対応	利用者が事故により、身体に障害を発生している場合は、治療・生命維持のため、必要に応じて嘱託医・協力病院と連携し、可能な限り応急処置をとります。
利用者の家族への連絡	説明は原則管理責任者が行い、もし管理責任者が不在等で速やかに連絡ができない場合は、指示により代理の職員が行うものとする。
事故状況把握	事故発生状況を正確に把握するとともに、事故の概要をできるだけ迅速に事故報告書を作成する。
関係機関への届出報告	事故の程度・状況に応じて関係機関へ報告する。
利用者・家族への対応	当事業所として、事故原因等を調査し明確にした上で、適切な対応をはかるとともに、当事業所が加入する損害賠償保険会社とも相談し、法律に基づく責任および責任割合を客観的に判断したうえで、利用者・家族に対し適切な事後対応をはかります。
加入保険	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社：損保ジャパン日本興亜 加入保険内容：施設損害賠償保険

12 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無等	有り
実施日	令和4年3月2日
評価機関	株式会社 寺井 潔ソーシャルワーカー事務所
開示状況	法人HPにて記載、県HPにて記載
その他	福祉サービス第三者評価は、基本的に3年に1度の受審を目標に取り組んでいます。

13 苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	窓口担当者 金崎 肇 ご利用期間 随時 電話番号 0767-32-3510 ご意見箱を設置しておきますのでご利用ください。
第三者委員	氏 名 宝達 理恵 住 所 かほく市遠塚口52番地10（七塚健康福祉センター内） 電話番号 076-285-8885 氏 名 吉井 一貴 住 所 羽咋郡宝達志水町門前サ11 宝達志水町社会福祉協議会（アステラス内） 電話番号 0767-28-5520
県の窓口を紹介	県の窓口 「運営適正化委員会」（石川県社会福祉協議会内） 住 所 石川県金沢市本多町3-1-10 電話番号 076-222-8900

14 虐待防止のための対応

- （１）虐待の早期発見に努めます。
- （２）虐待を受けたと思われる利用者がいた場合は、福祉事務所や児童相談所、市町担当窓口に通告します。
- （３）職員に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施を行います。
- （４）虐待防止委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知を図ります。

15 身体拘束の禁止

- （１）利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- （２）やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- （３）身体拘束委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知を図ります。

令和 年 月 日

指定短期入所サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明を行いました。

事業所名：インクルしか

説明者 職名： 氏 名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定短期入所サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住 所：

氏 名： 印

代理人 住 所：

氏 名：
続 柄： 印